

愛知淑徳大学研究活動上の行動規範

愛知淑徳大学（以下「本学」という）は、学問的に蓄積された知的学術的資産の継承と新たな創造、さらにそのプラグマティックな活用を視野に入れた研究活動を大学教育の必須不可欠な基盤として考えるものである。こうした考えに立脚し、本学の研究体制をよりいっそう充実させることはもとより、本学に所属する研究者各個の研究活動の成果が社会的な負託にこたえ、広くその信頼と尊敬を獲得していくことを研究の目標とする。

このために、本学において研究活動に従事する者は、「愛知淑徳大学における研究活動不正行為防止に関する規程」ならびに以下の行動規範を遵守し、みずからの研究活動を公正な意識のもとに行わなければならない。

（研究者の責任）

第1条 研究者は、みずからの研究活動が生み出す学術的な成果に対して社会的な責任を負うと同時に、時代や社会の要請に応え、それらの発展に寄与貢献する責任をもつ。

（研究者の行動）

第2条 研究者は、みずからの研究活動が社会的な負託と信頼の上に成り立つことを常に自覚し、学術的な成果の正当性や必要性を客観的かつ科学的に明かすよう努めると同時に、研究者としての行動をみずから公正に律していかななければならない。

（研究者の自己研鑽）

第3条 研究者は、みずからの専門分野の学術的な知識や技術を高め、より高度な社会的な要請や負託に応えるために、常に自己研鑽に努めなければならない。

（研究成果の開示と説明）

第4条 研究者は、その活動と成果を所属研究組織や専門分野の学術的コミュニティーにとどまらず、広く社会に対して開示し、みずからの研究に関する説明責任を果たさなければならない。

（不正行為の禁止）

第5条 研究者は、みずからの研究の計画からその報告にいたるまでのプロセスにおいて、研究調査に関わるデータや記録を確実に保存し、いかなる開示要請にも応えられるべく、データや記録を客観的かつ公正に取り扱わなければならない。これに基づき、以下の不正行為は決して行ってはならない。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - (2) 改ざん 研究資料、機器または過程を変更する操作を行い、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為
 - (4) 不適切な研究費使用等 私的流用、目的外使用、または不正受給する行為
- (研究環境の整備)

第6条 研究者は、公正な研究活動と不正行為の防止のために、公正で透明性のある研究環境の確立または維持に努めるべく、みずからの属する研究者コミュニティや研究組織・機関の環境改善や向上に努めると同時に、広く社会的な理解を得られるよう努めなければならない。

(共同研究者との関係)

第7条 研究者は、共同で行う研究に従事する者に対して、相互に専門研究者として尊重し合い、常に対等の立場であることを配慮しなければならない。

(研究協力者への配慮)

第8条 研究者は、みずからの研究の協力者に対して、その人格の尊厳と基本的人権を尊重し、福利に十分な配慮をしなければならない。また動物などを取り扱う場合は、学問的な観点にのみとられず、生命に向かう真摯な姿勢をもたなければならない。

(学生への配慮)

第9条 研究者は、学生を研究活動に携わらせる場合、その立場を十分に配慮し、不公正かつ不利益な取り扱いがないよう配慮しなければならない。

(差別の排除)

第10条 研究者は、その研究および教育活動において、文化・民族・伝統・慣習・宗教などの多様な価値観に対する公正な目配りと理解をもつと同時に、性・地位・立場等によって個人の差別を行ってはならない。

(利益相反)

第11条 研究者は、本学に所属する研究者としての責任と自覚を常にもち、個人的な利益と本学における責務との背反、あるいは他の研究組織・研究者コミュニティとの衝突等を避けるよう十分に配慮し、適切かつ公正な研究姿勢をもたねばならない。

（教育者としての自覚と責任）

第12条 本学の研究者の多くは教育職員を兼ねている。この行動規範は教育職員でもある研究者の教育活動を通して、学部学生や大学院生、研究生などに確実に身につけさせ、学部や大学院における有為な研究人材の育成の基としなければならない。

附 則

この行動規範は、平成20年1月1日から実施する。